

議 長	副議長	局 長	課 長	副課長	課長補佐	係 長	主 任

常任委員会行政視察調査報告書

平成30年5月21日

三田市議会議長 様

福祉教育常任委員会委員長

檜 田 充

田中 一良

白井 和弥

佐貫 尚子

森本 政直

國永 紀子

健康福祉部健康増進課

議会事務局議事総務課

随行者 櫻井 かおり

随行者 畑 義憲

本委員会が実施いたしました行政視察の結果を下記のとおり報告します。

- 1 実施日 平成30年5月16日（水）～17日（木）
- 2 視察先 5/16 静岡県掛川市 「「地域健康医療支援センター「ふくしあ」について」
5/17 御殿場市「御殿場市子ども条例・御殿場市子ども条例行動計画について」
- 3 視察先対応者 掛川市：健康福祉部地域医療推進課担当、議会事務局
御殿場市：教育部教育総務課担当、議会事務局
- 4 添付資料 (別紙のとおり)
- 5 調査結果の概要及び所見
(別紙のとおり)

福祉教育常任委員会 視察（静岡県掛川市）

■視察参加議員

◎檜田充 ○田中一良・白井和弥・佐貫尚子・森本政直・國永紀子

随行者

健康福祉部保健推進室健康増進課課長補佐 櫻井かおり

議会事務局議事総務課長 畑 義憲

■視察日時：平成 30 年 5 月 16 日（水） 14:00～15:30

■視察事項：地域健康医療支援センター「ふくしあ」について

■視察対応者

掛川市健康福祉部地域医療推進課長 大竹紗代子

掛川市健康福祉部地域医療推進課地域医療推進係主査 山崎多佳子

掛川市議会事務局主査 伊藤千恵子

■視察概要および所見

【概要】

1. 静岡県掛川市概要

- ・人口 113,870 人 平成 29 年 4 月 1 日現在
- ・面積 265.63 km²
- ・市政施行 平成 17 年 4 月 1 日 旧掛川市、旧大東町、旧大須賀町の 1 市 2 町が合併
- ・議員定数 21 人

2. 視察事業概要

●地域健康医療支援センター「ふくしあ」について

国は超高齢化社会の中で社会保障制度を維持するために、病院から在宅、医療から介護へと支援の中心をシフトさせようとしている。地域包括ケアシステムの構築は、各市町村が取り組むべきものとしており、全国の自治体が地域の実情に合わせて地域包括ケア体系の構築を進めている。

掛川市における地域包括ケアシステムの構築は四つの大きな出来事によって動きが加速した。

- ① 中東遠総合医療センターの開院に合わせて看護師が不足していたこと。
- ② 家族構成の変化により、包括支援センターが抱えるケースが複雑になってきたこと。
- ③ 超高齢化の進展など、社会の変化に応じて対応可能な支援体制を取らなければならなかったこと。
- ④ 法律や制度の隙間で支援に結びつかない事があったり、多様化するケースに向け垣根のない支援が必要だったこと。

これらを受け、掛川市では地域完結型の医療体制の整備と地域包括ケアシステムの構築に取り組み市民の健康を守る為、以下の体制整備を行なった。

- ① 全国初の自治体病院同士の統合によってできた中東遠総合医療センターの開院。
- ② 急性期病院の後方支援機能を高めることを主軸に医療・保健・福祉・介護・教育の中核ゾーンとして、旧掛川市立病院の跡地を「希望の丘」として整備。
- ③ 在宅生活を総合的に支援する地域拠点として市内 5 か所に「ふくしあ」の設置。

これらが連携して連続性のある支援体制の構築を目指す全市的な整備を進め、地域包括ケアの視点を取り入れた、掛川市独自の支援体制が確立された。

希望の丘は掛川駅から車で約5分程度で約8ヘクタールの旧掛川市民病院跡地に多様な施設を整備したもので、「大学のキャンパスのように美しく」をテーマに市民の健康意識の向上をはかっている。

希望の丘には7つの事業者9つの施設があり、各施設の代表者で構成される、希望の丘事業者連絡協議会や地元の区長を含めた希望の丘運営委員会を定期的を開催することにより地域との情報共有や連携が図られています。

中東遠総合医療センター圏域の10万人あたりの医師数は146人で全国の240人、静岡県200人に対し大幅に少ない。市民の健康を守るための地域健康医療支援センター「ふくしあ」は多くの住民の願いでもあり、医療 行政 福祉 介護の他職種連携により総合支援を行う地域拠点となっている。

「ふくしあ」の基本的な構成団体は 総合相談や 全体のコーディネーターの役割を持つ 行政。高齢者の総合福祉を担う 地域包括支援センター。地域の育成や見守りネットワークの構築を担う 社会福祉協議会。そして在宅医療を支える 訪問看護ステーション の4団体です。「ふくしあ」は 民間のノウハウと 行政の力を合わせて活動 していく半官半民 の総合力で成り立っています。市内を4つのブロックに分け 支援の拠点から概ね30分以内に 駆けつけられるように、東部ふくしあ、南部大須賀ふくしあ、南部大東ふくしあ、西部ふくしあ、中部ふくしあの5か所で支援を行っている。

「ふくしあ」の5つの特徴。

①他職種連携

「ふくしあ」の入所団体には、多くの専門職が携わっている。通常はそれぞれの団体が個別に業務を行い、必要に応じて連携を図っている。他職種が連携を図ることで 支援の幅が広がり 的確な支援に 結びついている。

②執務室のワンフロア化

迅速な総合支援のために、入所4団体の 執務室が一つの部屋となっています。訪問から帰って来ると執務室で、すぐに他職種と 情報共有ができ、支援についての話し合いができる。

③アウトリーチの促進

相談に来る手段がなかったり、どこに相談したら良いか分からないまま状態が悪化するケースがある。民生委員と主として地域から情報を受けた時は、できるだけ早く訪問して対応するように心がけている。

④垣根のない支援

支援の対象は高齢者だけでなく、子どもや障害者など年齢や状態で垣根を作らないよう、法律や制度を活用して支援を行っている。地域も重要な力と考え、他職種連携と合わせて、地域にある見守りネットワークなどを組み合わせている。行政の各課と連携し、対象者や家族が 安心して生活を送ることができるよう 様々なサービスを提供している。

⑤予防的視点を重視した活動

「ふくしあ」で対応する相談は 経済的な面 医療の支援 障害の問題介護の方法など多岐にわたります。生活を取り巻く問題は、多種多様で時間の経過とともに複雑で難しくなる。この為、地域からの情報発信を受けると問題が重症化する前に、早期に総合支援体制につなげる。また、ふくしあには自動血圧計と握力計 乳児用の体重計を設置し、自分の健康は自分で守るべく、積極的に活用してもらうよう周知をしている。

「ふくしあ」では、地域の方から情報を受けて支援がスタートするケースも多くあり、支援に関わる関係者と地域の代表者が参加して行う地域ケア会議も開かれている。医療機関はもちろんケアマネージャーや民生委員、地域福祉協議会、見守り支援員、地区のサロンなど様々な方向から情報が集まるこの状況は地区福祉活動の活発化がもたらした良い事例で、支援における様々な課題に対して話し合う環境が整っている。地域の力を信頼した地域包括ケアシステムの構築ができており、昨年市民による街づくり協議会が市内全域に整ったこともあり、地域と共に考え、あゆむまちづくりが徐々に進んでいる。

●所見

福祉の複雑な制度や縦割りの中で、4つの事業所がワンフロアの中で一緒に仕事をしているのは画期的であると感じた。相談者は相談窓口で相談をすればたらい回しにされることも無く、各担当と話を出来るシステムは是非とも三田市にも取り入れて頂きたいと考える。利用者にとっても勝手が良いようで、「ふくしあ」開所前の平成20年度には、約16000件だった訪問看護ステーションの利用数は、平成29年度は約26000件と着実に増加しておりその効果が見て取れる。

三田市において制度の隙間に落ち込んだ悲しい事例があった。だからこそ他業種と一緒に活動し柔軟な支援体制を構築しているこの事例を参考にさらなる福祉の充実に取り組まれない。

福祉教育常任委員会 視察（静岡県御殿場市）

■視察参加議員

◎檜田充○田中一良・白井和弥・佐貫尚子・森本政直・國永紀子

随行者

健康福祉部保健推進室健康増進課課長補佐 櫻井かおり

議会事務局議事総務課長 畑 義憲

■視察日時：平成30年5月17日（木） 10:00～11:30

■視察事項：子ども条例について

■視察対応者

御殿場市教育委員会教育部長 鈴木秋広

御殿場市教育部教育総務課 課長 鎌野武

御殿場市教育部教育総務課 勝亦純子

御殿場市議会 議長 勝間田幹也

御殿場市議会事務局 事務局長 田原陽之介

御殿場市議会事務局 主任 藤曲幸子

■視察概要および所見

【概要】

1. 静岡県御殿場市概要

- ・人口 86,257人 平成30年3月31日現在
- ・面積 194.90 km²
- ・市政施行 昭和30年2月11日 御殿場町、富士岡村、原里村、印野村、玉穂村の合併により御殿場市が誕生
- ・議員定数 21人

2. 視察事業概要

●御殿場市子ども条例・御殿場市子ども条例行動計画について

近年、子どもを取り巻く社会環境は大きく変化しており、少子化の進行やいじめ、虐待の発生。核家族化や地域における人間関係の希薄化の進行による、子育てへの不安などがある。このような時代だからこそ、子ども達が健やかに成長する事の出来る環境を整えるために、社会の大人がそれぞれの立場から子どもの健全育成に携わり「地域総がかり」で子供たちを育てていく事が重要であるという事に至り、平成28年4月1日に御殿場市子ども条例が制定されるにいった。

条例には子どもを育むための4つの理念が掲載されている。策定にあたっての意見集約としては子ども条例、子ども条例行動計画のいずれも地域区長などの知識経験者、教師などの教育関係者、PTA等の保護者代表、民間企業などを交えて策定懇話会を開き素案ができた時点でパブリックコメントを実施し意見集約した。

また、この行動計画はあくまでも努力目標であって、それぞれの立場で出来る事から実践をお願いする、という考えのもと実施されている。

行動計画内に記載されている、学校の夢創造事業と、教職員の多忙化解消策についてであるが、夢創造事業とは各学校が地域の先輩や様々な分野の専門家を招き、講話を聴いたり体験をしたり

することにより、児童生徒が将来に向かって夢や希望を持って生活するきっかけを作る事業である。市から1校あたり、17万円の交付金が交付されている。また多忙化解消策としては、教員の資格がなくてもできる業務（会計事務、調査業務、お便りの作成・印刷、教材等の発注事務など）を支援する職員を大規模校6校へ配置し、教員の事務軽減を図っており、教員・保護者双方から高評価を得ている。ちなみに御殿場市には小学校10校と中学校が6校の計16校があり、当該職員の勤務体系は7h/日を週に5日である。

子ども条例に関しては施行後時間がたっておらず、具体的な評価は行っていないが、母親のサークル内では条例に対して比較的良い評価となっている。

条例内では保護者、市民、地域団体、学校、事業者のそれぞれの立場から子どもの健やかな育成にどのように携わるかが記載されている。今後についてはホームページやパンフレットを利用しながら広くこの条例を告知し、様々な立場の協力者を募って子どもの健全育成を後押ししていきたいとの事。

●所見

地域の大人がそれぞれの立場から携わり、地域総がかりで、生活環境の中から子供たちを育てていく為にこの条例が定められた。内容として昔は当たり前に行なわれていた内容も多いが、保護者・地域・学校・事業者の4つの立場からどのような行動をすべきかを記載している。三田市においてはこれに類するような条例は現時点ではないが、多様化する社会情勢をみると現時点で当然といえる項目においてもあえて明文化して示すことにより、市民のベクトルを同じ方向に向けていくような事も今後検討していかねばならないかもしれない。制定後間もないために検証結果などはまだ出ていないとの事であったが、今後この条例が活かされ子どもの健やかな成長につながることを期待したい。